

GoToトラベル事業における「地域共通クーポン」 取扱店舗の募集について(事業者の方向け)

2020年9月17日

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の地域再活性化に向けた需要喚起策として、全国で「GoToトラベル事業」が実施されています。この事業は、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額を支援するもので、支援額のうち7割は旅行代金の割引に、3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして購入者に付与されます。

地域共通クーポンについて

地域共通クーポンは、旅行先の都道府県およびそれに隣接する都道府県において、旅行期間中に限り使用可能です。

なおクーポンは事務局により、1枚1,000円単位で発行されます。

地域共通クーポン取扱店舗になるには

クーポン取扱店舗となるためには事前に申請が必要となりますので、国が設置した [GoToトラベル事務局](#) へ申請書を提出してください。

事業の概要や手続きの流れ、地域共通クーポン利用対象外の物品やサービスなどについては、[観光庁ホームページ](#)をご覧ください。

お問い合わせ
まちづくり戦略課
電話:0584-27-0172